

■キャンペーンの趣旨・目的

本キャンペーンは、イオンが地域への社会貢献活動をおこなう「イオン・デー」(毎月11日に開催)に、地域で活躍されている「ボランティア団体」などに対して、地域のお客さまとともに応援し、イオンがその活動に役立つように物品を持って助成するものです。

■活動要項

本キャンペーンへの登録は、募集要項の基準1~3を満たしている団体さまが対象になります。

基準1 登録申込者の団体の活動分野が募集要項にある5分野のうち、いずれかにあてはまる。

※これらの活動分野の推進を行っている学校も対象とします。

基準2 店舗の近隣にて過去6ヶ月以上の活動実績があり、活動分野の目的を遂行しながら今後も継続的に活動できる。

基準3 応募時に「団体登録申込書」、「活動内容報告書」、登録時に「団体登録承諾書」を提出し、定期的に「活動内容報告書(年に1回)」を提出することができる。

■登録に関する注意事項

・本キャンペーンの参加登録期間は、1年間となります。

イオン幸せの黄色いレシート キャンペーン期間	年間
	3月11日~2月11日

・「団体登録申込書」に記載する責任者、申請者連絡先は、必ず、弊社(当店)とご連絡の取れる方をご記入下さい。

・登録は、「1団体1店舗のみの登録」とさせていただきます。

(但し、マックスバリュ九州(株)店舗とイオン九州(株) ジャスコ店舗など、運営会社が異なる店舗への複数登録は可とさせていただきます。)

・登録完了後、毎月のイオン・デーに合わせて貴団体の黄色いレシート投函ボックスを設置いたします。

・登録完了後、申込書の内容に変更があった場合、速やかに登録店舗にご連絡をお願いいたします。

・登録期間が満期となり、次の期間も登録申請を希望される場合、その都度「団体登録申込書」及び「団体登録承諾書」を登録店舗へご提出ください。

・基準を満たす団体からの応募が多数の場合、抽選や入替制等の方法で、弊社(当店)にて選出させていただく場合がございます。

・当店の新規参加登録の受付の締切は下記の通りとし、受付の締切日の翌月10日までに登録されなかった団体は、次期からの登録となります。

・11月21日以降の申込みの場合は、翌年3月11日からの登録となります。

新規登録受付の締切	月	年間
	20日	11月20日

・登録の権利は登録申請された団体に限り、第三者への譲渡、提供はできないものとします。

■登録の取り消し

以下の事項に該当する場合、弊社(当店)より貴団体に通知し、貴団体からの登録を取り消すことができるものとします。また弊社(当店)は応募・登録の取り消しにより発生した損害・不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。

・貴団体からの提出書類に虚偽の記載またはその可能性があるとして弊社(当店)が判断した場合

・貴団体が本キャンペーンに関して何らかの不正、公序良俗に反する行為を行うなど不適切と弊社(当店)が判断した場合

・貴団体に活動の実態がないと弊社(当店)が判断した場合

・活動休止や解散等で、団体活動の継続ができなくなった場合

・定期的に「活動内容報告書(年1回)」が提出されていない場合

・贈呈品の報告(レシートの提出等)がされていない場合(※1)

・「団体登録申込書」に記載する責任者、または申請者と連絡が取れない場合

・その他、貴団体が「団体登録にあたってのお願い」に違反したと弊社(当店)が判断した場合

上記登録の取り消しに関して、弊社(当店)は、貴団体からの異議申し立てを一切受け付けません。

■贈呈品に関する注意事項

- ・イオンの店舗をご利用いただいたお客さまより善意で投函された黄色いレシートの合計金額の1%及び投函カードによる贈呈額を団体活動に役立てていただくため、1年に1回、ご希望商品に交換し、贈呈いたします。
- ・本キャンペーン期間終了後、「活動内容報告書(年に1回)」を登録店舗のサービスカウンターへ必ずご提出下さい。
- ※未提出の場合、贈呈品を受取ることができません。
- ・贈呈品は4月以降のお渡しとなります。(※改めて文書にてご連絡いたします)
- ・贈呈品の受け渡しは、団体さまが店舗にご来店いただき、実施いたします。
- ・贈呈品の受渡しの日程は、弊社(当店)が決定しご案内いたします。
- ・贈呈品を弊社(当店)がご案内した期日(案内状に記載されている期日)より30日を過ぎてもお受取りにならない場合、その権利を放棄したものとみなします。また、権利放棄後の贈呈品の再発行はいたしません。
- ・贈呈品を受取る権利は、登録申請された団体に限り、第三者への譲渡、提供はできないものとします。
- ・参加期間を下期半期(8/21~)で登録し、その贈呈額が少額であった場合、登録期間内に集計された贈呈金額を1回のみ、次回へ繰り越すことができます。但し、持ち越すか否かの判断は事前に団体さまに連絡を取り、意向を確認した上で行います。
- ・弊社(当店)はその権利の放棄により発生した損害・不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。
- ・贈呈品の利用に関して、登録団体、その他第三者に損害が生じた場合であっても、弊社(当店)に故意または重過失がない限り弊社(当店)は責任を負いません。

<イオンギフトカードでお渡しする場合>

(マックスバリュ九州(株)店舗では、原則として、イオングループ各店舗でご利用いただけるイオンギフトカード(※2)をお渡しし、貴団体の活動に必要な商品と交換いただき、贈呈いたします。)

- ・贈呈品は、イオンギフトカード使用可能店舗のお取り扱い商品の中からお選び下さい。
- ・弊社(当店)が指定する期日までに団体活動で使用するご希望の商品をイオンギフトカードで交換し、そのレシート及び「イオンギフトカードご利用記録用紙」、使用済みイオンギフトカード、**レシートのコピー**を登録店舗へご提出下さい。
- ・レシート(原紙)を提出された場合は、内容確認・店舗にてコピーを取らせていただいた後に返却いたします。
- ・使用済みイオンギフトカードは、リサイクルのため回収いたします。
- ・お渡ししたイオンギフトカードは、残金のないようご利用下さい。(残金が出た場合は、団体さまが金額を足して、使い切ってください)イオンギフトカードに残金がある状態で提出された場合、残金は放棄したものとみなします。
- ・イオンギフトカードで「活動に必要な」と思われる商品と交換された場合、店舗責任者が登録団体さまにお話を伺い、別の商品と交換させていただく場合がございます。
- ・お渡ししたイオンギフトカードを紛失した場合の再発行、補償はいたしません。
- ・イオンギフトカード受取後、弊社(当店)が指定する期日(案内状に記載されている期日)より30日を過ぎても贈呈品の報告(レシートの提出等)がない場合、次期の団体登録をご希望された場合も受付しないものといたします。

※1 イオンギフトカードでお渡しした場合

※2 一部使用できない店舗がございます。